

運送事業者に対する行政処分(令和2年2月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和2年2月12日	アルピコタクシー株式会社 (法人番号410000101269 9) 代表者古田龍治	長野県松本市南松 本1-1-25	松本営業所	長野県松本市南松 本1-1-25	輸送施設の使用停止 (60日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年5月21日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)(2)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)(3)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)	6	6
一般乗用	令和2年2月12日	新富自動車株式会社(法 人番号2230001001195) 代表者野上徹	富山県富山市今泉 西部町3-9	富山南営業所	富山県富山市上野 322	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年10月23日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	1	1
一般乗用	令和2年2月25日	富山地鉄タクシー株式会 社(法人番号42300010021 26) 代表者中田邦彦	富山県富山市桜町 1-1-36	南富山営業所	富山県富山市大町 道箆割256-4	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年11月26日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。